

2. 各種相談について

5) 心身障害者巡回相談の実施

道立心身障害者総合相談所の職員が、知的障がいのある方及び身体障がいのある方を対象に医学的・心理学的及び職能的判定等を行い、併せてその更生に必要な総合相談に応じ、社会的更生について助言、指導を行います。

実施時期及び会場は町広報誌でお知らせいたします。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001